

第 3 0 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 (月)

せたな町農業委員会

## せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年11月27日(月) 午後3時00分 から3時15分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(12人)

|         |     |   |   |   |   |
|---------|-----|---|---|---|---|
| 会長      | 15番 | 原 | 田 | 喜 | 博 |
| 会長職務代理者 | 14番 | 松 | 崎 |   | 豊 |
| 委員      | 1番  | 渥 | 美 | 光 | 成 |
|         | 2番  | 吉 | 田 |   | 優 |
|         | 3番  | 高 | 橋 | 光 | 也 |
|         | 4番  | 玉 | 木 | 久 | 志 |
|         | 5番  | 竹 | 内 | 厚 | 子 |
|         | 7番  | 森 |   | 正 | 勝 |
|         | 8番  | 小 | 島 | 敏 | 人 |
|         | 9番  | 大 | 羽 | 孝 | 志 |
|         | 10番 | 金 | 谷 | 勝 | 則 |
|         | 13番 | 日 | 置 | 和 | 彦 |

4. 欠席委員(3人)

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 6番  | 阿 | 部 | 紹 | 子 |
| 11番 | 弥 | 左 | 輝 | 彦 |
| 12番 | 大 | 口 |   | 寧 |

5. 議事日程

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について             |
| 第2 | 会期の決定について                  |
| 第3 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第4 | 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について     |

6. 農業委員会事務局職員

|       |   |   |       |
|-------|---|---|-------|
| 事務局長  | 丹 | 羽 | 優     |
| 事務局次長 | 佐 | 々 | 木 正 人 |

## 7. 会議の概要

### 【開会宣言】

事務局長

ただいまより第30回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございました。

先日は、乙部町におきましての地区別農業委員・農業利用最適化推進委員等研修会への参加大変お疲れ様でした。農地制度の話と農業者年金についての研修がありました。農業会議の[ ]から農業者年金についての説明依頼があれば、どこでも参上しますのでお声掛けくださいとのことでございました。

会長

そういったなか、農業情勢が非常に厳しい状況で、今後一番の心配事項としては水田地帯でいうと畑地化事業がどのようになっていくのか。一時金をもらって5年間作るわけですが、その後はどのようになるのかというのが不安要素ではあります。今、畑地化で何とか5年間作って、その後は離してしまう、こうはいか〔聞き取り不能〕になるという可能性も含んでいるのが今回の畑地化事業の中味だと思います。

会長

また、畑地化事業の前回の予算は450億円だと記憶していますが、今回750億円の補正予算がついたと。本来、最初の予算450億円の範囲でやりなさいということだったのに、補正が750億もついたということです。逆であればありうると思いますが、補正額の方が大幅に高いというのは、国は一体何を考えているのやらという批判が先日の農業会議でも出ていました。

畑地化事業に関しては、ほぼ採択されたということで。みなさん畑地化に手を挙げている人は、交付金を受け取ることができると考えていいと思います。

会長

それでは、本日の総会は議案第2号まででございます。その後、利用状況調査の最終的なまとめとなつばし選手権がございます。

総会は皆様と慎重審議で進めてまいりますので、ご協力よろしく願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

本日、6番阿部委員、11番弥左委員、12番大口委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は12名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、3 番高橋委員、4 番玉木委員を指名いたします。この指名は、第 30 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地(採草牧草地)について、その貸借権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 5 年 11 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 14 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 11 筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡でございます。

契約内容は貸借権、期間につきましては許可の日から 1 年間、賃貸価格が[REDACTED]円でございます。こちらにつきましては、町の公募により応募されたものでございます。理由につきましては、風力発電の計画もあることから賃貸を 1 年とし、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。  
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。  
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和 5 年 11 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。  
番号 106 番。利用権の設定等を受ける者、  
さん。利用権の設定等をする者、  
さん。  
利用権設定等に係る土地につきましては、  
の計 3 筆、面積が合わせまして  $\text{m}^2$ 、利用目的は転作田、こちらの契約  
につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては 2023 年 11 月  
27 日から 2026 年 11 月 26 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が  
円、継続でございます。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。  
番号 107 番。利用権の設定等を受ける者、  
さん。利用権の設定等をする者、  
さん。  
利用権設定等に係る土地につきましては、  
の計 8 筆、内、田んぼが 1 筆、  
畑が 7 筆、面積が合わせまして  $\text{m}^2$ 、利用目的は普通畑と転作田、こ  
ちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては

2023年11月27日から2026年11月26日までの3年間、単価が畑が円、田んぼが 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

[illegible]

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 30 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会  
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 12 月 19 日

會議錄署名委員

3 番 高橋光也

4 番 我不久志

陳 喜 樹